

中野区民間学童クラブピノキオハウス

令和8年度 利用案内・利用者募集要項

当募集要項をよくご確認ください

(同時に2つ以上の学童クラブに申請することはできませんのでご注意ください)

民間学童クラブピノキオハウスでは、保護者の就労等の理由により学校の放課後に適切な保護を受けられない児童が、安心安全に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長できるよう援助をしています。

名 称： 中野区民間学童クラブピノキオハウス

所在地： 中野区丸山1-6-3

電 話： 03-5318-5405

メールアドレス： gakudonogata@pinoh.co.jp

ホームページはこちら



1 利用対象児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

(1) 住所

中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）

(2) 学年

小学校1年生から6年生。ただし、4年生から6年生は、日常的に支援や保護を必要とする児童 ※
※日常的に支援や保護を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受け、施設等に通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。

※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは中野区の学童クラブ事業係（03-3228-8884）までお問い合わせください。

2 利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

利用は1年毎の申請（年度単位の利用）となります。現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期（1か月以上）利用もできます。

3 開設日・お休み

(1) 開設日時

区分	時間
月曜日～金曜日、学校のある土曜日	放課後～19時30分
土曜日、学校休業日	8時～19時30分

※ 学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等

※ 18時以降に帰る場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。

(2) 学童クラブがお休みとなる日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他区長が必要と認めた日

4 定員

28名

5 保育料等

保育料	月額 5,600円
その他の費用 (希望者対象)	<補食代> ※補食は、18時30分以降の契約で希望により提供します。 食事（おにぎり・汁物） 月額 5,600円（日額 300円） おやつ（市販のお菓子） 月額 1,400円（日額 80円） <夏休み等の昼食代> 1食 600円（税別）（発注業者：FCN株式会社） ※物価高騰等により、値段が変わることがあります。ご了承ください。 <長期休み等のイベント参加費> 交通費・入場料等
納付方法	口座振替にて納付いただきます。詳しくは入会決定後にご案内致します。
免除制度 (月額)	1、学童クラブ利用児童が複数いる世帯の、2人目以降の保育料 ⇒ 2,800円 2、アレルギー等により施設が用意するおやつを食べることができない児童の保育料 ⇒ 4,000円 3、上記1・2を兼ねた世帯の保育料 ⇒ 2,000円 4、生活保護受給世帯、令和6年度住民税非課税世帯及び、令和6年度就学援助受給世帯の保育料 ⇒ 免除

※「住民税非課税世帯」で、令和6年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。税の申告については中野区役所税務課または税務署にお尋ねください。

※「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4月から6月分の保育料が免除となります。

□保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。4月から6月は前年度の情報により決定します。保育料は4月中旬に決定し保護者へ通知します。6月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

□同意確認について

保育料の決定にあたっては、区が課税状況等を確認させていただき、減免を含めた決定を行います。課税状況を確認するにあたり保護者の方の同意が必要となります。保育料減免の希望の有無にかかわらず、全員の方の確認が必要です。確認が取れない場合は減免の対象となりません。

□令和7年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方

令和8年4月から6月の保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

(1) 住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和7年度（令和6年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分

(2) 就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和7年度に中野区立（公設民営）学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和8年7月以降の保育料については別途ご案内します。

6 利用要件

・学童クラブを利用できる要件は、1ページ「1 利用対象児童」と4ページ「7 保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、放課後1時間30分以上適切な保護を必要とする日が週3日以上（4週で12日以上）あることを常態（概ね1か月間は同じ状態）とする場合です。ただし、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、週2日以上（4週で8日以上）とします。土曜日、長期休業日の利用は、朝8時以降4時間以上保護に欠ける場合とします。

・保護を必要とする日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する場合は「保護を必要とする日数」を－1日として換算します。

・1、2年生は16時～16時30分、3年生は16時45分～17時15分に早退する場合は、1日の早退につき調整指数で－1となります。【5ページ参照】

・1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。

・上記のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週3日未満（4週で12日未満）の状況が1か月以上続く場合は、学童クラブの利用要件を満たさないこととなるため、その月の末日をもって利用辞退となります。

・欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等は除きます。

・学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に3か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後の起点とする時間	1時間30分以上 保護を必要とする時間	早退とする時間
月～金	1、2年生	14時30分	16時以降	16時30分より前
	3年生以上	15時15分	16時45分以降	17時15分より前

土 学校休業日	全学年	利用要件	早退とする時間
		朝8時以降4時間以上保護に欠ける場合	朝8時以降4時間30分未満

7 保護者の状況及び基準指数

各保護者の状況			指数
類型	細目		
就労（月曜日から土曜日の就労状況）	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合		20
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が17時～18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合		18
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が16時～17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合 ※利用要件から、3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。		16
	※利用要件から、3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。		
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。	就労に準ずる
疾病	入院	1か月以上の長期入院の場合	20
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当たることが相当の負担になる場合	18
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	12
障害（身体障害者手帳4级以上、愛の手帳4级以上、精神障害者保健福祉手帳3级以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。）	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合		20
	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合		16
	身体障害者手帳4級の場合		12
介護・看護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。）	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。	12 ～16
求職		放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	12
不存在			20
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

・保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。

・保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用します。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。

- ・就労等の時間には通勤時間も含まれます。保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等（事務所、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間は必要に応じて施設で再計算する場合があります。
- ・夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。
- ・就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。
- ・求職による利用期間は1か月、年1回限りとします。

8 調整指数

条件			調整指数	備考
保護を必要とする 日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合		+ 2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。
	月曜から土曜の間に週5日の場合		0	
	月曜から土曜の間に週4日の場合		- 2	
	月曜から土曜の間に週3日の場合		- 4	
	月曜から土曜の間に週2日の場合※1		- 5	
早退による調整	1、2年生は16時～16時30分、3年生は16時45分～17時15分に早退する場合(1日の早退につき-1)		- 1	※1 週2日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ
世帯の状況による 調整	ひとり親家庭の場合	1、2年生	+ 4	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。
		3年生以上	+ 2	
	両親の不存在等により親族等が養育している場合		+ 4	
学年による調整	1年生		+ 2	日常的に支援や保護を必要とする児童※2、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。
	2年生		- 2	
	3年生		- 4	
	4年生から6年生まで		0	
特別支援児童	各学年共通		+ 2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。
医療的ケア児	各学年共通		+ 2	実施できる医療的ケア【11ページ参照】に該当する場合
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合 (兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			- 6	審査時の納付状況による。

※2 日常的に支援や保護を必要とする児童の加点は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合や特別支援学級、特別支援学校へ通所している場合です。障害等により特別な支援を要する児童については、利用申請書の「児童の状況」欄にご記入ください。必要に応じて、直接保護者にお話を伺うことや、保育園、幼稚園や通所施設（アポロ園、ゆめなりあ等）に状況を確認

させていただきます。また、障害の状況によっては、施設、設備の状況により、希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。学童クラブの利用についてご不安がある場合は事前にご相談ください。

9 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

・保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月～土曜日で3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例1】保護の必要な日が3日で利用対象となるが、調整指数は「－4」となる。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例2】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15：15となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が2日となり利用対象となりません。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	休
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

・保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については3ページをご確認ください。

【例3】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「－4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

【例4】保護を必要とする日が3日以上ありますが、16時15分の早退が1日あります。1、2年生の場合は早退による調整で「－1」、欠席2日で「保護を必要とする日数による調整」が週3で「－4」の合計「－5」となります。3年生の場合は、利用要件の16時45分より前に帰宅する月曜は欠席の取扱いとなります。そのため利用日数が2日となり、利用対象となりません

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16時15分早退	利用	塾で欠席	利用	塾で欠席	

10 入会の審査、順位について

(1) 利用の決定

3～6ページの要件に該当するかどうかを審査し、指数の高い順に学童クラブの定員数まで利用を

決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機となります。

(2) 定員を超えた場合の利用の決定方法

ア 第1期、第2期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。

指数が同点だった児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下の表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機※」となります。

イ 3月1日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。この場合は、申請順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。年度途中で利用辞退者が出るなど、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用承認通知書（待機）に記載されている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

【指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	特別支援児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	4週間あたりの利用時間数が多い児童
5	4週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護の必要な時間のうち出席時間の多い児童
7	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
8	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
9	保護者の在宅勤務の少ない児童
10	その他

1.1 利用申請の流れについて

(1) 受付期間（4月中に学童クラブの利用を希望する方）

◆第1期申請受付

令和7年11月14日（金）から令和7年12月12日（金）18時まで

※この期間中は先着順ではありません。



◆第1期審査結果通知

令和8年1月20日（火）までに、郵送にてお知らせいたします。

※4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

※利用待機となった場合

「学童クラブ利用承認通知書（待機）」を郵送します。待機順位を記載していますのでご確認ください。

また、後日、他の学童クラブの利用が決まった際は、ご連絡ください。



◆第2期申請受付(定員に空きがある場合のみ)

令和8年1月31日(土)から令和8年2月10日(火) 18時まで

※この期間中は先着順ではありません。

※ピノキオハウスの空き状況は1月30日(金)に中野区ホームページに掲載されます。



◆第2期審査結果通知

令和8年2月下旬までに、郵送にてお知らせいたします。

※第1期審査結果通知と同様「学童クラブ利用承認通知書」または「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を郵送します。

新規利用者を対象にした入所説明会を 令和8年3月7日(土) 午後に行います。ご参加をお願いします。

(2) 受付時間

10時30分～18時(月～金)

直接ピノキオハウスまでお越しください。(インターホンを押して3階までお上がりください)

不在にすることもございますので、申請にいらっしゃる際には事前のご連絡をお願いいたします。

土曜日や上記時間以外を希望される場合も、事前にご相談ください。

(3) 求職要件で利用を希望する方及び第1期、第2期申請受付期間に申込みをしなかった方

3月2日(月)から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している場合にも申請できますが、「利用待機」となります。申請前にはご相談ください。

(4) 転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって学童クラブを変更する場合は、速やかにご相談ください。

(5) 5月1日以降の利用を希望する方

利用開始日の1か月前から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している場合にも申請できますが「利用待機」となります。申請前にはご相談ください。

(6) 育児休業中に申請する方

学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。5月1日までに職場復帰する場合は、第1期及び第2期申請受付期間に申請が可能です。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに「復職証明書」を提出してください。提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。

(7) 中野区に転入予定の方

中野区に転入予定の方で、令和8年4月末までに住民票を異動される場合は、第1期及び第2期申請受付期間も申請が可能です。下記に記載の書類を揃えて提出してください。

(8) 留意点

- ・ 一括申請受付期間は、4月中に利用開始を希望する方が対象です。
- ・ 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
- ・ 窓口申請の際、不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。余裕をもって受付期間までにご提出ください。提出時は書類の確認のためお時間をいただきますのでご了承ください。
- ・ 郵送、メール、FAXで書類を受け付けることはできません。直接お持ちください。
- ・ 申請書類はコピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。

12 申請書類について

(1) 申請に必要な書類

保護者の状況 申請に必要な書類※		就労 (固定)	就労 (変則)	就労 (自営等)	就学等	疾病	障害	看護等	求職
1	学童クラブピノキオハウス利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書（ピノキオハウス様式）					○			
9	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○		

※申請に必要な書類はピノキオハウスホームページからダウンロードできます。

①学童クラブピノキオハウス利用申請書

- ・児童1人につき1部ご提出ください。

②就労証明書

- ・勤務先に記入してもらいます。勤務実態について不明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。記入にあたっては、記載要領をご確認ください。
- ・採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。
- ・4月1日現在産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。
- ・自営等の方はご自身で記入していただき、④⑤の書類をご準備ください。
- ・単身赴任の方の分についても就労証明書は必要です。

③勤務実績表等

- ・変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近3か月のシフト表、タイムカード（勤務実績表）のコピー（勤務時間のわかる書類）を添付してください。

④就労等実績申出書

- ・就労（自営業、事業主、フリーランス等）の方は直近3か月分の就労実態を記入してください。
- ・看護、介護をしている方は直近3か月分の看護等の状況を就労等実績申出書に記入してください。

⑤その他証明書

- ・自営業、事業主、フリーランス等の方は、仕事の内容、仕事量が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は10ページ「2 会社経営、自営、個人事業主の方へ」をご確認ください。
- ・看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。
- ・求職活動をしている方は、就職活動を証明する書類（ハローワークカードの写し、不採用通知）な

ど状況のわかるものを添付してください。

⑥申出書

- ・ご自身でご記入ください。

⑦在学証明書、カリキュラム等

- ・在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）などの状況が分かるものを添付してください。

⑧診断書

- ・ピノキオハウスの様式による診断書を添付してください。

⑨障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

- ・障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。

⑩その他

- ・書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。
- ・申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。
- ・保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。
- ・兄弟姉妹で申請する場合は、学童クラブピノキオハウス利用申請書以外は原本1部、他はコピーの提出でかまいません。
- ・令和8年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等）が必要です。
- ・離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

(2) 会社経営、自営、個人事業主の方へ

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、提出可能なものをひとつお選びいただき提出してください。

就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	○受注票の写し
○税務署に提出する個人事業の開業届など	○署名、日付が記載されている書籍など
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録
○登記事項証明書の写し	○貸金台帳
○履歴事項全部証明書	○出勤の記録(タイムカードなど)
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やWEBページなど
○源泉徴収票の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ伝票(3か月分) (多くなる場合は各月2～3枚ずつ)
○お店を開業していることが分かるチラシ ホームページのコピーなど	○相手方とやり取りしたメールの記録(3か月分) (多くなる場合は各月4～5枚ずつ)

(3) 変則勤務の方へ

勤務時間が固定された時間ではなく、週、月単位で労働時間を変更することができる、ローテーション等のシフト制、自身で勤務時間を調整することができる裁量労働制、フレックスタイム制等の場合は、変則勤務として直近3か月分の実績表をご提出ください。

ただし、企業・団体等として裁量労働制やフレックスタイム制等を採用している場合でも、申請者の勤務実態が固定就労の場合は、変則就労ではなく固定就労として就労証明書等をご準備ください。直近3か月分の実績も不要となります。

(4) 育児休業の場合

育児休業取得中は、学童クラブは利用できません。年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。利用の申請をする場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。5月1日までに復職する場合は、第1期及び第2期利用申請受付期間に申請することができます。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらいます。復職後は速やかにご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。

(5) 医療的ケアが必要な児童について

学童クラブでは医療的ケアが必要な児童の受け入れを行います。学童クラブの利用及び医療的ケア事業の利用が認められた児童が対象です。医療的ケアが必要な場合は、事前に中野区地域子ども施設調整係（03-3228-8934）までご相談ください。

□実施できる医療的ケア

- ・口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引及び排痰介助としての定時薬液の吸入
- ・気管切開の管理
- ・経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管又は腸瘻によるものに限る。）
- ・皮下注射（インスリン注射に限る。）
- ・血糖測定
- ・導尿
- ・その他、中野区長が必要と認める医療行為

□申請に必要な書類（申請書類は区ホームページからダウンロードできます）

- ・学童クラブ利用申請に必要な書類
- ・医療的ケア申請書及び同意書
- ・主治医の意見書

□医療的ケアを行う者

児童に対する医療的ケアは、実施学童クラブに配置される看護師が実施します。

□医療的ケア事業の利用の決定

児童の医療的ケア事業の利用の可否については、区が開催する検討委員会での検討を踏まえ決定します。医療的ケア事業の利用を決定した場合は、保護者に「学童クラブ利用承認通知書」及び「医療的ケア事業実施決定通知書」により通知します。利用決定後は、主治医が作成した医療的ケア指示書を提出して頂きます。

□第1期申請期間終了後に申請する場合

・第1期申請期間終了後、医療的ケアが必要な児童の受け入れを行うのは、申請時点で学童クラブの定員に空きがある学童クラブです。

・医療的ケアを実施する看護師の配置には4か月程度の時間を要します。医療的ケアの実施は看護師の配置が出来次第となります。

・医療的ケアが必要な児童については、看護師の配置準備のため、入所希望の4か月前から申請を受

け付けます。

13 ピノキオハウスの利用にあたって

(1) 出席・欠席について

欠席する場合は、電話や連絡帳などで、保護者の方が学童クラブに必ず連絡をしてください。届出がなく長期間クラブを休まれた場合は、利用承認を取り消すことがあります。

(2) 学童クラブへの行き帰りについて

・学校終了後は、お子さまによる通所を原則としていますが、利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。お迎えにいらっしゃる方がいつもと異なる場合は、事前にご連絡をお願いします。

・学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。また、学童クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。（スポーツ教室や習い事等で学童クラブを退室する場合は早退となります。）

・障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者を付ける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。ご案内のチラシが学童クラブにありますので、必要な場合は学童クラブにお申し出ください。事業の内容については、中野区障害福祉課障害者支援係（03-3228-8706）にお問い合わせください。

(3) おやつについて

学童クラブでは、利用時間内におやつ等の提供をします。食物アレルギーのあるお子さまについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後、個別に状況を伺います。また、利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

(4) 昼食について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。持参いただくか、仕出し弁当の発注が可能です。

(5) 補食について

ご利用時間が18時30分以降のお子さまには、希望により補食（おにぎりまたは市販のお菓子）を提供しています。

(6) 連絡帳について

ピノキオハウスでは、支援員と保護者とが情報を共有するため、「連絡帳」を活用しています。支援員への連絡事項がありましたら、「連絡帳」にご記入の上お子さまに持たせてください。また、支援員から保護者の方への各種連絡事項の伝達にも使いますので、毎日確認をしてください。

(7) 緊急時の連絡について

お子さんのケガや急病その他緊急時（災害や事件発生等）には、保護者の方に連絡をし、迎えに来ていただくことがあります。

(8) 保護者会等について

保護者会、ご希望により個人面談等を開催しますので、ご出席ください。

(9) 年度途中の審査及び利用状況の確認について

利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに「変更届」と併せて必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

変更届	住所、勤務先、勤務状況、クラブを利用する曜日・時間等に変更が生じた際、速やかに提出してください。
利用辞退・休止届	1か月以上学童クラブを休むとき、または転居その他の理由によって利用を辞退するときに提出してください。 <u>休止期間は2か月までです。</u> 1日もクラブを利用しない月の休止届を、前月の10日までにご提出いただくと、保育料納付の必要はありません。

